

WTOドーサ・ラウンド交渉
—現行モダリティ案(2008年12月)について—
大臣官房国際部

平成26年9月

農林水産省

市場アクセス

- 現行モダリティ案(2008年12月)では、現在の関税率の高さに応じて階層を設け、高関税の階層の品目ほど大きな削減を行う(階層方式)とされている。これを適用する品目を「一般品目」という。
- 一方、関税割当(低関税輸入枠)の拡大を条件に、「一般品目」より緩やかな関税削減率とする特例措置が認められている。これを適用する品目を「重要品目」という。

一般品目

50%～70%の削減

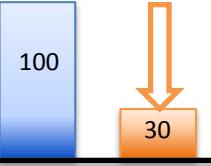
(階層別に高関税の品目ほど高い削減率)

【関税率】

75%以上
の関税



【削減率】



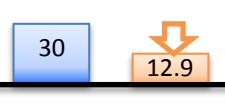
70%
削減

50～75%
の関税



64%
削減

20～50%
の関税



57%
削減

0～20%
の関税



50%
削減

重要品目

削減率を緩和し、関税割当を拡大

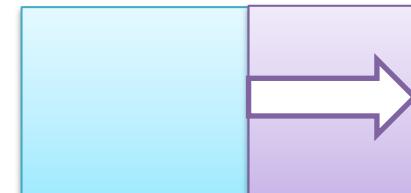
関税率



23%
削減

関税割当

国内消費量の
4%分の拡大



※ 削減率をどの程度まで緩和するか3通りの選択が可能。それに応じて関税割当の拡大幅が異なる。

重要品目の数と取扱い(現行モダリティ案の概要)

- 一般品目の関税削減を適用することが困難な品目については、重要品目として、一般品目より緩やかな関税削減と関税割当の拡大によって対応。
- 我が国は、重要品目の数と取扱いの柔軟性が不十分と主張。
- 現行モダリティ案(2008年12月)には、我が国が8%を主張している旨記述あり。

数

1. 全品目の4%
2. 以下の場合は代償付きで6%も可

【例外1】

最高階層に属するタリフライン(関税の単位)
が30%以上の場合

※ 我が国の場合 10% (134タリフライン)
のため適用なし

取扱い(原則)

関税削減	関税割当枠の拡大幅
一般品目の 1/3	国内消費量の 4%
一般品目の 1/2	国内消費量の 3.5%
一般品目の 2/3	国内消費量の 3%

【例外2】

複数の関税の譲許が6桁の水準で行われ
ていることにより、重要品目の絶対数にお
いて不均衡な制約を受けている場合

※ 我が国は全タリフライン数の違いによる
不公平是正を主張

我が国の主張(市場アクセス)

- 我が国は、①重要品目の十分な数と柔軟な取扱いの確保、②上限関税の設定阻止、③関税割当の新設を最重要項目として主張している。

		現行モダリティ案(2008年12月)	我が国の主張
重要品目	基本の数	全品目(タリフライン)の4% 条件付き・代償ありで2%追加	<ul style="list-style-type: none"> ・重要品目の十分な数を確保 ・重要品目に指定された場合の関税割当の拡大について取扱いの柔軟性を確保
	取扱い	関税割当拡大幅は原則として国内消費量の4%	
	数「+2%」の代償	関税割当拡大幅4%に加え、該当ラインの関税割当拡大幅を0.5%追加	
	削減後100%超となる場合の代償	該当ラインの関税割当拡大幅を0.5%追加	
上限関税		設定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・上限関税の設定阻止
一般品目に100%超の品目が残る場合の代償		①重要品目全体の関税割当拡大幅を0.5%追加 又は ②該当ラインの関税削減を2年間短縮して実施 又は ③該当ラインの関税削減を10%ポイント追加	
関税割当の新設		可能/不可能を両論併記	<ul style="list-style-type: none"> ・現在関税割当が設定されていない品目も、重要品目に指定できるよう、関税割当を新設

ウルグアイ・ラウンド(UR)とドーハ・ラウンドの比較(市場アクセス)

ウルグアイ・ラウンド(UR)		ドーハ・ラウンド 現行モダリティ案(2008年12月)
<ul style="list-style-type: none"> 平均関税削減率36% 品目ごとに最低削減率15% (高関税でも15%のみの削減を適用可) 	関税削減	<ul style="list-style-type: none"> 先進国の平均関税削減率54% (前ラウンドの1.5倍) 高関税ほど高い削減率を義務付け (現在75%より上の関税は70%の削減)
<ul style="list-style-type: none"> 輸入制限等を行っていた品目を関税化し、 低関税輸入枠(関税割当)を新設 (コメのミニマム・アクセス(現在77万トン等)) コメ以外に輸入枠を拡大した品目は小麦 など限定的 	低関税輸入枠	<ul style="list-style-type: none"> 重要品目に指定して上記の大幅な関 税削減をまぬがれる場合には、関税割当 の拡大を義務付け

途上国の優遇措置(S&D)

- S&D(途上国の特別かつ異なる待遇)とは、関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長など途上国に対する優遇措置。
- SP(特別品目)・SSM(途上国向け特別セーフガード措置)をめぐって、米国と中国・インドが対立。

SP(特別品目)

- 途上国は、食料安保、生計保障、農村開発に関する基準に基づいた「指標」に合致する品目をSPに指定可能。
- SPIには重要品目よりも緩やかな関税削減が適用。さらには全く関税削減しないことも可能。

数	総タリフラインの <u>12%</u> まで
関税削減率	平均削減率 <u>11%</u> 総タリフラインの <u>5%</u> については削減しなくてもよい

「指標」の例

- ・ その品目が「主食」「主要食物の一部」とされている
- ・ 農業人口・地域労働力の相当程度がその品目の生産に従事している
- ・ その品目の労働生産性、土地生産性が世界平均に比して相対的に低い

(12の指標のうちいずれかに合致する品目をSPとして指定可)

「特別品目指定による輸出への潜在的影響に懸念している国もあるが、本議論は「安定した」とみなされるべきとしている国もある。」

(2011年4月の議長報告)

SSM(途上国向け特別セーフガード措置)

- 輸入の増加、又は、価格の低下に伴い、関税を引き上げることができる措置。
- インド、中国、インドネシア等は、発動しやすい仕組みとなるよう主張する一方、米国等の輸出国は通常の貿易成長が阻害されない仕組みに制限すべきと主張。

現在の関税率(URで各国の約束した税率)
を上回ることができる条件について、米国と
中国・インドの間で対立

UR譲許税率

関税削減後の譲許税率(DDA譲許税率)

実行税率

論点となっている領域

追
加
関
税
(
デ
イ
)

輸入価格が下落
輸入数量が増大
(トリガー)

通常時

発動時

「SSMの仕組みに関する技術的・分析的な議論は尽くされたが、問題解決を可能とするオプションは未だ示されていない。」

(2011年4月の議長報告) 5

国内支持

- 現行モダリティ案(2008年12月)には、黄の政策(AMS*)の更なる削減、OTDSの削減、品目別AMSの上限設定、青の政策の上限設定等について記載されている。

貿易歪曲的国内支持全体(OTDS*)

URでの扱い

削減対象外

* Overall Trade-distorting Domestic Support

ドーハでの扱い

個々の区分の削減とは別に全体額を削減(米国は70%、日本は75%削減)

黄の政策(AMS)

性 格

最も貿易歪曲的な国内支持
(デミニミス、青、緑以外)

- ・市場価格支持
- ・不足払い 等

URでの扱い

各国の1986-88年の実績を20%削減

ドーハでの扱い

- ・UR以上の大削減
(米国は60%、日本は70%削減)
- ・品目別の上限設定
(原則95-00年の平均)

デミニミス

性 格

農業生産額の5%以下の国内助成

(生産全体に大きな影響は与えないという位置付け)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

少なくとも50%の削減

青の政策

性 格

直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの
(「黄」と「緑」の中間との位置付け)

URでの扱い

生産制限の下での直接支払いは
削減対象外

ドーハでの扱い

- ・生産を義務付けない直接支払い
(新青の政策)を追加

・全体の上限を設定

(95-00年の平均農業総生産額2.5%)

・品目別の上限を設定

(原則95-00年の平均)

緑の政策

性 格

貿易歪曲性がないか最小限

- ・試験研究
 - ・基盤整備
 - ・生産に関連しない収入支持
- ほか
(農業協定に要件が詳細に
列挙されている)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

削減対象外

(現行の枠組を基本的に維持)

AMS・OTDSの削減(現行モダリティ案の概要)

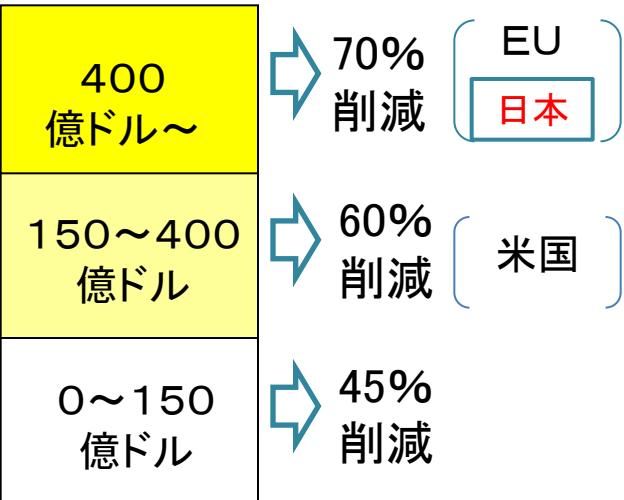
- AMS・OTDSが多い国ほど、大きな削減を行う方式を議論。

黄の政策

45～70%削減

(階層別に額が大きい国ほど大きな削減)

【現行約束額】

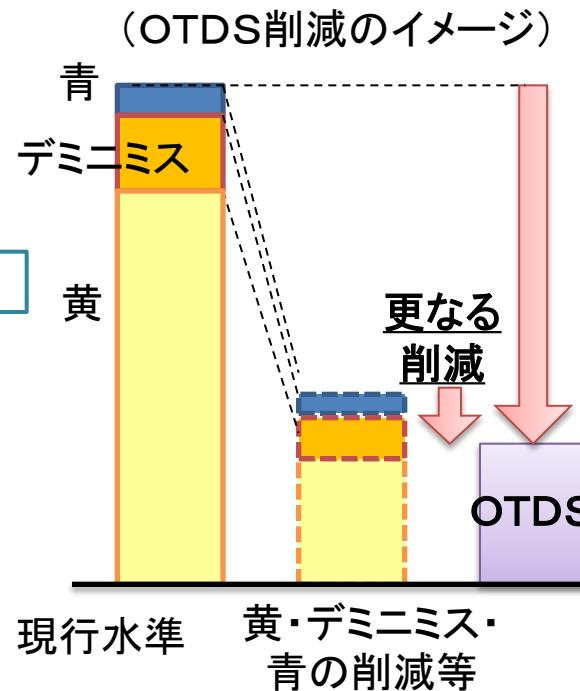
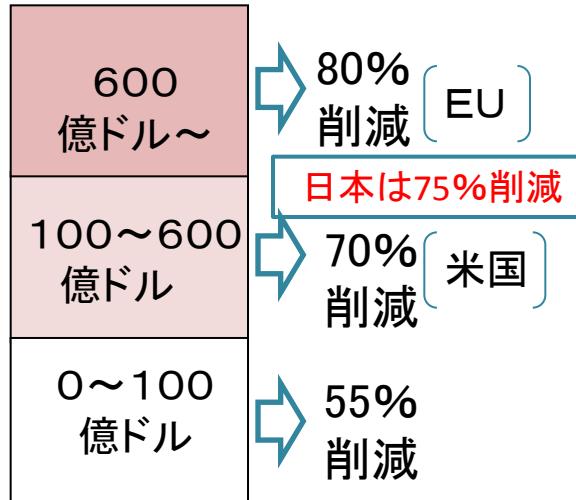


貿易歪曲的国内支持全体(OTDS) ＝黄＋デミニミス＋青

55～80%削減

(階層別に額が大きい国ほど大きな削減)

【基準額】



※ このほか、デミニミス、青の政策、品目別AMSなどの制限も強化される。

輸出競争

- 輸出を支援する施策への規律として、①輸出補助金に加え、②輸出信用、③食料援助、④輸出国家貿易につき議論。
- 2005年の香港閣僚宣言にて、2013年末までに全ての形態の輸出補助金を撤廃することに合意。
- その後農業交渉全体が停滞し、輸出補助金については撤廃されていないものの全体的に減少傾向。

現行モダリティ案の内容

1. 輸出補助金（日本は該当なし）

→ 2013年末までの撤廃
(※現時点(2014年9月)でも完全撤廃はなされていない)

2. 輸出信用（輸出保険など。日本では(独)日本貿易保険が実施）

→ 輸出補助金的な性格を廃止(償還期間は最大180日など)

3. 食料援助（日本は、食糧不足の途上国に対して食糧援助を実施。現在は無償。）

→ 完全無償化ほか

4. 輸出国家貿易企業（日本は該当なし）

→ 独占権の廃止

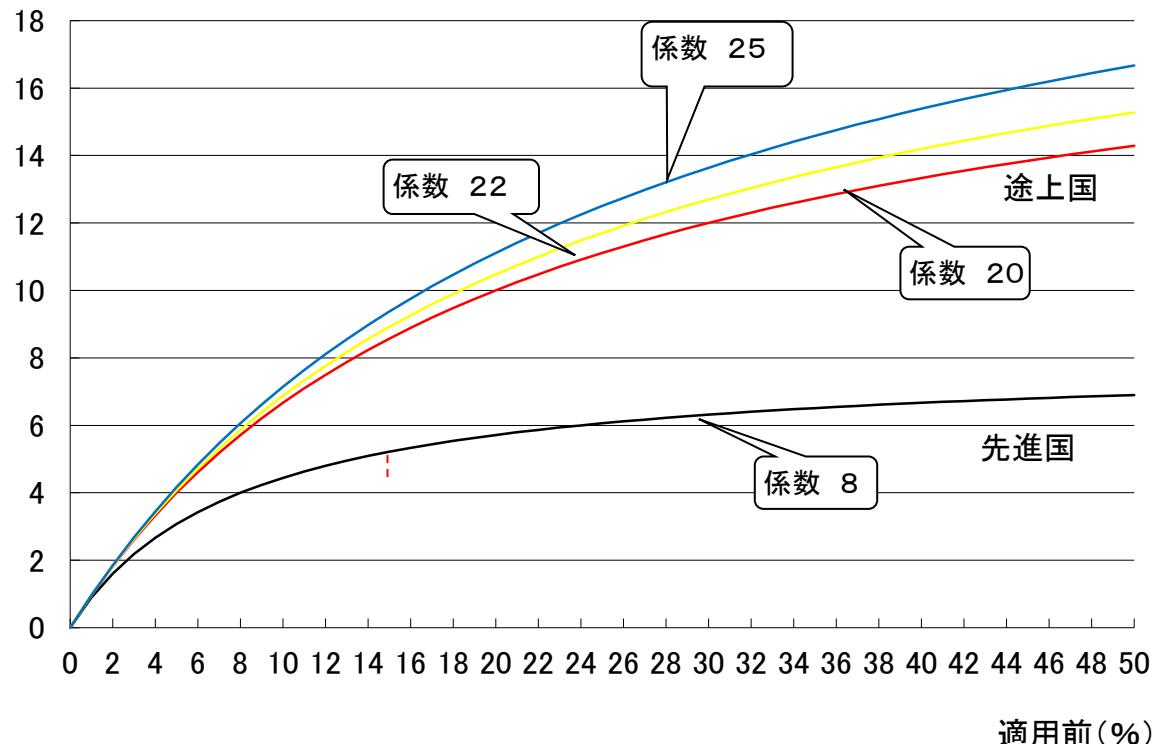
非農産品市場アクセス（NAMA）交渉

- 現行モダリティ案(2008年12月)において、関税削減の方式(フォーミュラ)はほぼ固まる。
- 一方、追加的な分野別関税の撤廃については、米国と新興国(中国、インド、ブラジル)が激しく対立(2011年春に米国と新興国の協議が行われたが、妥協を見出せず。)

1. 関税削減方式(フォーミュラ)

スイス・フォーミュラ先進国係数は「8」、途上国係数は「20」、「22」、「25」にほぼ固まる。

現行モダリティ案の係数を適用した場合の関税削減効果 適用後(%)



2. 分野別関税の撤廃

特定分野について有志国が集まり、関税の(原則として)撤廃を行う取組。

参加は非義務的。

14分野の提案がある。(①電気電子、②自動車、③産業機械、④化学、⑤医薬品・医療機器、⑥宝石・宝飾品、⑦スポーツ用品、⑧自転車、⑨手工具、⑩玩具、⑪林産物、⑫水産物、⑬繊維・履物、⑭基礎材料)

我が国は林水産品分野別関税撤廃に参加しない旨を表明。

注) 米国は新興国に対し、化学品等の米国の関心分野への参加を約束するよう主張。

3. 非関税障壁の撤廃

関税以外の貿易を阻害する障壁(非関税障壁)の撤廃・軽減を求める交渉。

ルール交渉

- ルール交渉では、補助金協定及びアンチ・ダンピング協定の規律の明確化等を議論。
- この中で漁業補助金について、水産資源の世界的な悪化を背景に新たな規律を策定中。

① 議長テキストの発出（2007年11月30日）

アンチダンピング分野では、大多数の国が禁止を主張してきたゼロイングを容認。

漁業補助金分野では、禁止される漁業補助金の範囲が広すぎるなど、バランスを欠く内容。

(参考)ゼロイングとは、高値と安値の取引を相殺せず、安値輸出のみ選び出してダンピング・マージンを不公正に大きくする手法。

② 2008年議長テキスト他の発出（2008年12月19日）

1. アンチ・ダンピング

「ゼロイング」の合法化は盛り込まれていないものの、禁止の明確化までは踏み込んでいない。

→多くの重大な論点が残されている。

2. 漁業補助金

新テキストは発出されず、「ロードマップ」(各論点に係るクエスショナ)が発出される。

→禁止する補助金を過剰漁獲・過剰漁獲能力につながるものに限定した改訂テキストが必要。

3. 一般補助金

前回テキストで我が国として懸念を有していた規定が現行協定の規定に戻されている。

→おおむね評価できる内容。

③ 2011年議長テキスト他の発出（2011年4月21日）

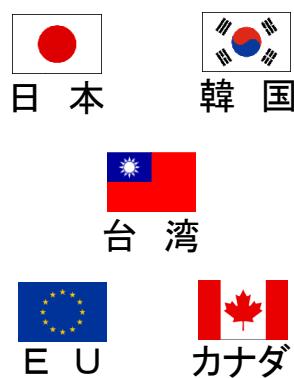
アンチダンピング分野のみテキストを発出。

漁業補助金その他の分野は議長による現状報告に留まる。

漁業補助金の規律（ルール交渉）

- WTOルール交渉においては、漁業補助金を原則禁止とするよう求めるNZ、米等と、香港閣僚宣言に従って過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止することを主張する日、韓、台、EU等とが対立。
- 途上国は、途上国への特別な配慮を要求。

過剰漁獲につながる補助金に限定した禁止を主張



ルール議長テキスト(2007年11月末)

- 禁止補助金を広範に列挙
- 漁船建造、漁港施設関係、操業経費、価格支持等への補助金を禁止
- 途上国は、一定の条件下、小規模漁業等に対し特別に配慮

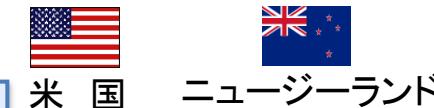
- 禁止の範囲が広すぎる
- 先進国的小規模漁業への配慮が必要

- 原則禁止形式の方が好ましい

- 途上国への配慮の条件が厳しすぎる

漁業補助金の原則禁止を主張

- ・一部の例外補助金(減船等)を除き、コスト削減補助金を含め原則禁止



途上国の漁業発展を妨げることがないよう要求



漁業補助金に関し、共通の関心事項を有する、5カ国(日本、EU、カナダ、韓国、台湾)が協調関係を維持しつつルール会合に臨み、必要に応じ共通ポジションを作成すること等について認識を共有。